

特商法等の契約書面等電子化に関する検討会 説明資料

2021年10月27日
経団連 専務理事 根本勝則

- Society5.0は、
デジタル技術やデータを最大限駆使して、

一人ひとりが多様な生活や幸せを
追求できる社会

- 様々な制約から解放され、
「いつでもどこでも機会が得られる」、
「誰もが多様な才能を発揮できる」
ことを目指す

- そのためには、社会のあらゆる場面で
IoTやAI・ロボットをはじめとする
デジタル技術・データが活用可能な環境を整備し、

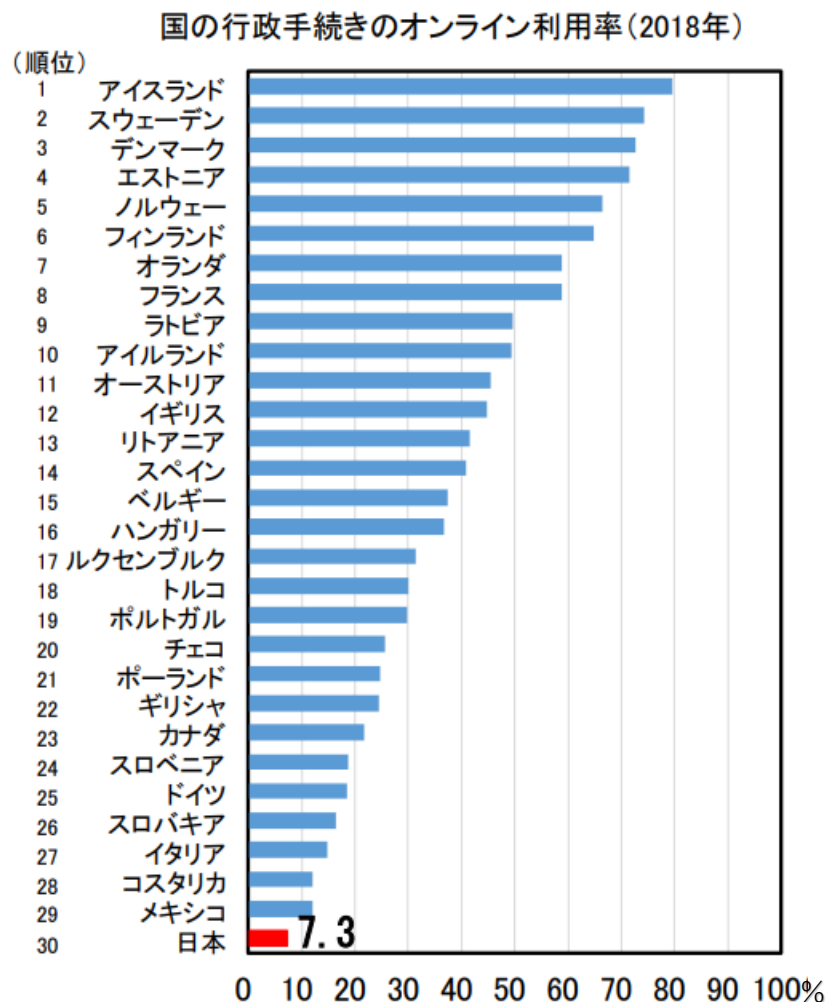
DX（デジタルトランスフォーメーション）を
推進することが不可欠



- DXとは、デジタル技術とデータの活用が進むことによって、
社会・産業・生活のあり方が根本から革命的に変わること
また、その革新に向けて産業・組織・個人が大転換を図ること
- これにより、生活者価値を協創すること、
すなわち生活者が暮らしやすさを実感する社会を実現することが必要
- 手続面では、個人が煩雑な手続から解放され、
いつでもどこでも、あらゆる手続をデジタルでアクセスできる社会を目指す
- 世界各国で取り組みが進むなか、
日本はデジタルを活用した経済活性化と社会利便性向上に向けて大きく後れを取っている（⇒次ページ参照）

(参考) DXの遅れ

行政手続きのオンライン利用率は
OECD諸国中30位と最下位



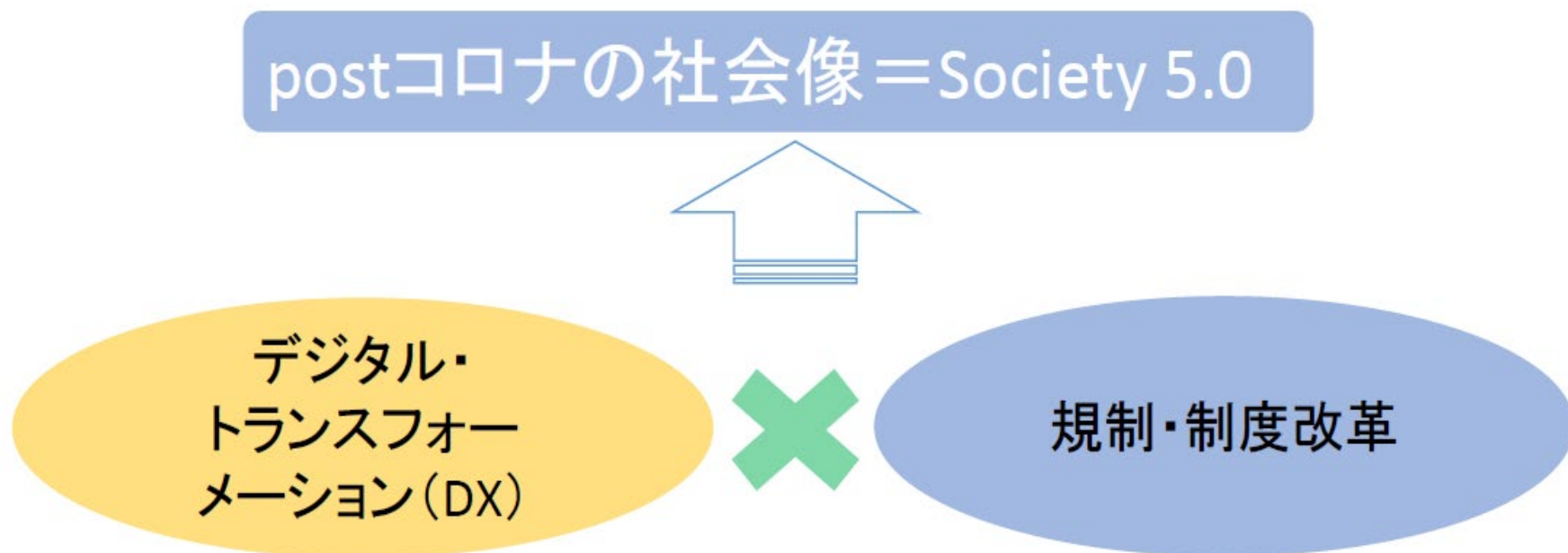
出所：2020年 内閣府 経済財政諮問会議資料

2020年の世界電子政府ランキングで
は、前回の10位から**14位に低下**

順位	2020年
1	デンマーク [0.9758] ---
2	韓国 [0.9560] ↑1
3	エストニア [0.9473] ↑13
4	フィンランド [0.9452] ↑2
5	オーストラリア [0.9432] ↓3
6	スウェーデン [0.9365] ↓1
7	英国 [0.9358] ↓3
8	ニュージーランド [0.9339] ---
9	米国 [0.9297] ↑2
10	オランダ [0.9228] ↑3
11	シンガポール [0.9150] ↓4
12	アイスランド [0.9101] ↑7
13	ノルウェー [0.9064] ↑1
14	日本 [0.8989] ↓4
15	オーストリア [0.8914] ↑5
16	スイス [0.8907] ↓1
17	スペイン [0.8801] ---
18	キプロス [0.8731] ↑18
19	フランス [0.8718] ↓10
20	リトアニア [0.8665] ↑20

出所：UNDESAの資料を基に日経BPガバメントテクノロジーが作成

- 日本のデジタル化の遅れは、コロナ禍により顕在化
Society 5.0の実現に向けて、DXを阻害する既存規制・制度を抜本的に見直し、デジタル技術の開発・実装・普及を前提としたものに作り変えることが必要
- 政府が掲げる「書面・押印・対面原則の撤廃」は後戻りすることなく着実に推進すべき
- そのために、特に書面や直接の対面が必要な場合に限り、規制権者が挙証責任をもって法令等で明記すべき



- 民間における書面・押印・対面規制についても、
政府において規制改革推進会議を中心に取り組みを加速

規制改革実施計画（2021年6月閣議決定）抜粋

デジタル技術の進展が多く分野で変化を生み出しつつある中で、技術革新の恩恵を確実に誰もが受けられるデジタル時代を構築するためには、**デジタル技術を活用した柔軟かつ効率的なサービスの提供や、新たなビジネスモデルが創出されるよう、デジタル化を阻害している規制の大胆な見直しが必要**

【規制改革実施計画の記載内容】

株主総会の
オンライン化



ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、実施ガイドなどの更なる充実を図る

不動産の重要事項説明の
オンライン化



ガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにする

建築確認申請の
オンライン化



建築確認申請等における図面への押印を不要とするよう見直しを行い、改正措置を講ずる

○ 特定商取引法については以下の要望が企業より提起

要望内容

- オンライン英会話や結婚紹介サービス等、期間が1か月を超えるものであり、かつ、金額が5万円を超えるものの場合、特定継続的役務の一つとして、契約前等の書面交付義務が課せられており長期契約締結の弊害となっている。
- 顧客に対して提供する**特定継続的役務提供等契約書**は、書面交付が義務付けられており、オンラインサービスの長期的な利用を阻害しているため、電子的な交付を認めるべきである（特定商取引に関する法律第42条）。

－2020年度経団連規制改革要望（2020年10月公表）

要望内容

- 特定商取引法の**訪問販売**に該当する場合（例えば、ホームセキュリティをご自宅を訪問して営業する等）、申込みの内容を記載した書面をお客様にその場で交付しなければならず、電磁的交付が一切認められていない。
- 例えば、訪問販売後、後日契約行為をスマートフォンなどで電磁的方法でお客様の申し込みの署名をいただき、お客様には電磁的方法で申込み内容を提示することで、ペーパーレス化及び契約行為のための再訪問が不要になる（特定商取引に関する法律第4条・第5条）。

－コロナウイルス感染症対策としての規制・制度の見直し要望
（緊急アンケート）（2020年4月公表）

- 消費者保護を実現するために問題となるのは、契約の内容であって、紙でもデジタルでもそれぞれに応じて消費者保護をすべき
- 消費者からの電子的交付の承諾が「真意」であることを確保する方法を検討するとの課題設定は、他に類を見ない。事業者には「消費者の真意」を立証することは困難
- 加えて、消費者の承諾取得のために、電子化の手順を書面よりも煩雑にすることで、電子的交付を望む消費者の利便性を阻害。事業者側もデジタル活用に消極的に。
- また、一定年齢以上あるいは「デジタル適合性」のない消費者を一律に定義し、デジタル社会から隔離する方法は、Society 5.0の目指す社会から大きく乖離
- デジタル社会形成に向けた政府全体の方針や、書面交付の電子化を認める他の法令の要件に照らし、一貫性、整合性のある要件を設定すべき

（参考）デジタル社会形成基本法の目的

「デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与すること」